

令和2年度  
事業計画(案)

社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会



# 令和2年度 基本方針

我が国では、急激な少子高齢化や核家族化の進展、独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加などの社会環境の変化にともない、孤独死やひきこもりなどの社会的孤立の問題、生活困窮や子どもの貧困問題、虐待や悪質商法などの権利擁護の問題など、地域における生活課題が複合化、複雑化しています。また、人口減少時代を迎え、地域の活力を支える担い手の減少が深刻化しています。

そのような中、玉名市社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、かねてから地域の中で、お互いに支え合い、助け合うといった思いやりの気持ちを醸成していくとともに、人と人とのつながりや結びつきを深めていくような、きめ細やかな地域福祉に取り組み、地域のあらゆる住民が役割を持ち自分らしく活躍できる地域コミュニティの活性化に向けた活動を支援し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

そして、一人ひとりが自らの力で解決する自助の力と、互いに助け合う互助の力、それらを支える共助・公助の力、その力の一つひとつを結ぶ架け橋として、今後も市民の積極的な参加による活動と福祉活動を行う各種関係団体等と協力して、さまざまな事業や活動を地域の状況に応じて展開し、行政との連携を緊密に図りながら地域における福祉課題解決のために積極的に取り組んでいきます。

# 重点目標

(第3期玉名市地域福祉活動計画 令和元年度～令和4年度)

## □重点目標1 地域でつながる人と場づくり

地域に住む人同士が知り合い、支え合う意識を自然に育むことができるよう、地域での交流の場づくりを進めるとともに、人と人とお互いを理解し尊重し合うことができるよう、福祉教育の充実に取り組みます。また、地域に住む人の豊富な経験や知識を地域の活動に活かすためのきっかけづくりや地域で活躍する場を設けるなど、地域福祉活動の活性化に取り組みます。

### 《取り組み》

- ①福祉教育の充実
- ②地域の担い手育成
- ③ボランティア活動の推進
- ④交流の機会の充実

## □重点目標2 生活を支える体制づくり

地域における多様な福祉ニーズを的確に受けとめ、適切なサービス利用につながる情報提供や相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携強化に取り組みます。

### 《取り組み》

- ①広報・啓発活動の充実
- ②相談支援体制の充実とアウトリーチの徹底
- ③利用者本位の福祉サービスの提供
- ④包括的な支援体制の推進

## □重点目標3 支え合いと助け合いの地域づくり

地域住民が抱える多様な生活課題を解決していく支え合いの体制づくりと、日頃からの地域のつながりや住民主体による活動を支援します。

また、災害などの緊急時に備え、平常時からの「顔の見える関係づくり」を支援します。

### 《取り組み》

- ①支え合いの体制づくり
- ②見守り活動の推進
- ③災害に備えた体制づくり

## 事業一覧

### □重点目標1 地域でつながる人と場づくり

- (1) 発達障害児子育て学習支援事業 ..... 5
- (2) 高齢者ふれあい事業
  - ①ふれあい会 ②あいあい交流会
- (3) ふれあいいきいきサロン推進事業
- (4) 福祉まつり
  - ①岱明福祉まつり ②横島ふれあい福祉まつり ③天水福祉まつり
- (5) ワークキャンプ事業
- (6) 高齢者と子どものふれあい事業〈市受託事業〉 ..... 6
- (7) 地域子育て支援拠点事業〈市受託事業〉
- (8) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業〈市受託事業〉
- (9) 総合的な学習の支援
- (10) 福祉現場実習の受入れ
- (11) 救急法等の講習活動
- (12) 手話体験教室
- (13) 地域福祉団体合同研修会 ..... 7
- (14) 福祉功労者表彰
- (15) ボランティアセンター運営〈市補助事業〉
- (16) ボランティア情報誌発行事業
- (17) 福祉団体等との連携と活動支援
- (18) 福祉協力校事業
- (19) 特別支援学級への助成
- (20) 小学校の空き教室を活用した地域交流活性化事業 ..... 8
- (21) ちびっこ広場遊具の修理
- (22) 指定管理施設の管理運営〈市受託事業〉

### □重点目標2 生活を支える体制づくり

- (1) 広報誌発行事業
- (2) ホームページの管理運営
- (3) メール配信システムの充実
- (4) 心配ごと相談所設置事業
- (5) 無料法律相談事業 ..... 9
- (6) 地域包括支援センター運営〈市受託事業〉
- (7) 認知症施策総合推進事業〈市受託事業〉
- (8) サービス苦情相談窓口及び苦情解決第三者委員会設置運営 ..... 10
- (9) 夏休み子どもデイサービス事業
- (10) 外出支援サービス事業〈市受託事業〉
- (11) 高齢者水中ウォーク〈市受託事業〉

(12) 福祉バス運行事業〈市受託事業〉	
(13) 福祉機器等貸出事業	
①福祉機器貸出 ②備品貸出	
(14) 居宅介護支援事業	
(15) 訪問介護事業	11
(16) 通所介護事業	
(17) 居宅介護・重度訪問介護事業	
(18) 障害者移動支援事業〈市受託事業〉	
(19) ふれあい援助事業	
①ふれあいサービス ②ふれあいデイ	
(20) シルバー料理教室	
①シルバー料理教室 ②シルバー料理サロン	
(21) ファミリーサポートセンター事業〈市受託事業〉	12
(22) 地域福祉権利擁護事業	
(23) 安心生活支援事業	
(24) 法人後見事業	
(25) 緊急援護資金貸付事業	
(26) 生活福祉資金貸付事業	
(27) 福祉金庫貸付事業	
(28) 高額療養費等貸付事業	
□重点目標3 支え合いと助け合いの地域づくり	13
(1) ふれあいネットワーク事業	
(2) 福祉協力員設置事業	
(3) 生活支援体制整備事業〈市受託事業〉	
(4) 地域生活支援活動推進事業	
(5) 災害ボランティアセンター機能強化事業	
□その他の事業（重点目標以外の事業）	
(1) 理事会・評議員会運営	
(2) 福祉審議会運営	
(3) 地域福祉活動計画の評価と改善	14
(4) 社協発展・強化計画の評価と改善	
(5) 社協会員募集事業	
(6) 共同募金運動への協力	
(7) 日赤会員募集への協力	

# 令和2年度事業概要

## □重点目標1 地域でつながる人と場づくり

### (1) 発達障害児子育て学習支援事業（親子育ちの応援学級）

心身に発達の遅れや発達障がいのある子どもとの関わり方を学ぶ場と参加者が交流する機会を提供し、子育てに関する不安や悩みを解消し、子どもと共に成長できる喜びを感じ、自らの育児力を向上させることを支援する。

#### 《計画》

子どもの預かり等の参加しやすい環境づくりに心掛け、アンケートを実施しプログラムに反映する。

▼時期 7月から11月までの毎月1回

### (2) 高齢者ふれあい事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象にふれあいの機会を提供する。

#### 《計画》

地域の担い手の状況や協力団体等の意向を踏まえながら住民主体のサロン活動を推進し、身近な地域で交流等が図れる居場所づくりに取り組んでいく。

#### ①ふれあい会

▼時期 10月、2月 ▼場所 保育所(園)、岱明ふれあい健康センター

#### ②あいあい交流会

▼時期 6月 ▼場所 天水老人憩の家

### (3) ふれあいいきいきサロン推進事業

公民館等で実施されているサロン活動を支援し、活性化を図る。

#### 《計画》

日常的な交流ができる関係づくりや支え合いの強化に繋がるように地域活動へ必要な支援を行い、住民主体の取り組みが広がるよう支援する。

### (4) 福祉まつり

身近な地域で、地域住民がお互いに支え合い安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域福祉活動に携わる団体やグループ、福祉施設等と協働して交流や体験の場を提供し、福祉を身近なものに感じ、関心と理解を深め地域福祉の増進を目的に実施する。

#### 《計画》

より多くの住民や各種団体、ボランティア等に参加協力いただけるよう事業周知と催し内容を検討し、充実を図る。

#### ①岱明福祉まつり

▼時期 11月 ▼場所 岱明ふれあい健康センター

#### ②横島ふれあい福祉まつり

▼時期 8月 ▼場所 横島町公民館、横島総合保健福祉センターゆとり一む

#### ③天水福祉まつり

▼時期 1月 ▼場所 天水市民センター、天水グラウンド

### (5) ワークキャンプ事業

福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動に対するきっかけづくり、社会連帯意識の高揚を目的として実施する。

#### 《計画》

様々な交流や体験学習を取り入れたプログラムを計画し、多くの参加が得られるよう周知を図る。

▼時期 7～8月

## (6) 高齢者と子どものふれあい事業〈市受託事業〉

ふれ愛一本松交流館において、一本松団地周辺住民を対象に高齢者の介護予防や子ども達が安心して遊べる場を提供し、高齢者と子ども達の交流を推進する事業を計画し実施する。

### 《計 画》

身近な交流の場となるよう年間を通して季節行事やお楽しみ会等を計画し、毎月発行の便りやポスター掲示等で周知する。また、周辺住民の積極的な協力と参加を得ながら地域と繋がりを深め、利用者にとって参加しやすい環境づくりに努める。

▼時期 毎週月、火、木、金、土 9:00～17:00

## (7) 地域子育て支援拠点事業〈市受託事業〉

子育て中の親子が安心して集うことができる場を提供し、育児相談や子育てに関する講習、学習会、子育て関連の情報提供を行う。通称たまっ子らんど。

### 《計 画》

利用者が楽しめる季節行事やイベントの定期的な開催と幼児安全法講習会、歯科衛生指導、食育等の子育てに関する様々な講習会を実施する。

▼時期 毎週月曜日～金曜日 10:00～15:00 祝日のある週は土曜日開所

## (8) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業〈市受託事業〉

居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活の相談や指導、安否確認、関係機関との連絡対応等のサービスを提供する。

### 《計 画》

生活援助員による定期的な訪問を通じ安心した在宅生活を支援する。

## (9) 総合的な学習の支援

学校からの依頼により児童や生徒が福祉について理解しやすい体験学習や講師派遣、地域のボランティア等による学習支援を行う。

### 《計 画》

学校の依頼内容に応じたプログラム(福祉教育)を計画し、福祉の学びを支援する。

▼内容 ◆福祉講話 ◆高齢者や障がい者の理解 ◆手話・点字体験 ◆車いす体験 ◆講師紹介 等

## (10) 福祉現場実習の受入れ

実習生の希望に沿ったプログラムを提供し、将来を担う人材育成に努める。

### 《計 画》

安定的な受入れができるよう指導者の育成と確保に努める。

▼実習 ◆社会福祉援助技術現場実習 ◆教員免許特例法による介護体験 ◆看護学生等の臨地実習 ◆法定研修等における介護支援専門員の実習 ◆高校生インターンシップ ◆中学生職場体験 等

## (11) 救急法等の講習活動

手当の基本、人工呼吸や心臓マッサージの方法、AED(自動体外式除細動器)を用いた除細動などの知識と技術の習得を支援する。

### 《計 画》

日本赤十字社熊本県支部と連携し、指導者の派遣や養成講座を実施する。

▼講習 ◆救急法救急員養成講座の開催 ◆幼児安全法・救急法講習会等への指導者派遣

## (12) 手話体験教室

聴覚障がい(者)への理解とコミュニケーション手段としての手話を体験する機会を提供する。

### 《計 画》

講師や通訳者と共同で教材やプログラムを作成し、内容の充実を図る。

▼時期 2月～3月 週1回の4週連続



### (13) 地域福祉団体合同研修会

玉名市内の地域福祉に関わる団体や地域福祉に関心のある方を対象に、地域の中の繋がり(ネットワーク)を見つめ直し、互いに助け合い、安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的に地域の課題解決に向けた取り組みや地域福祉の学習の場とする研修会を実施する。

#### 《計 画》

地域福祉に関する様々なテーマを取り上げて開催し、地域住民の繋がりや支え合い活動を推進する。また、多くの参加者数となるため、様々な問題点を考慮し開催日等を検討する。

### (14) 福祉功労者表彰

地域において永年ボランティア活動などの善行を継続して行われている方や高額寄付、金品寄付等の福祉功労者を表彰する。

#### 《計 画》

地域福祉団体合同研修会と併せて表彰式を開催する。

### (15) ボランティアセンター運営〈市補助事業〉

ボランティアのコーディネートを中心に、ボランティア情報の発信やボランティア活動への参加を促進するための事業を企画し運営する。また、活動場所を提供するため市福祉センター内のボランティア研修室の貸出しを行う。

#### 《計 画》

ニーズの発掘とボランティア活動の把握に努め、ボランティアコーディネーターとしての専門性の向上を図りコーディネート機能の充実に取り組む。

### (16) ボランティア情報誌発行事業

市民へ幅広く情報を提供するために、広報誌「きずな」やホームページに活動の紹介や募集、講座情報等を掲載し普及啓発を行う。

#### 《計 画》

活動の場である地域に出向き情報を収集し、最新のボランティア情報や市内のボランティア活動を発信していく。

### (17) 福祉団体等との連携と活動支援

安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、各種福祉団体や関係機関等と連携し地域福祉を推進する。また、地域の各種福祉団体が充実と自立した活動が図られるよう必要な人的支援や活動費の助成を行う。

#### 《計 画》

各種福祉団体が充実した活動が展開されるよう支援のあり方を認識し、必要な人的支援と助成の財源となる社協会費、寄付金、共募配分金への理解と協力を求め自立した活動を支援する。

- ▼助成対象団体 ◆玉名市老人クラブ連合会 ◆玉名市民生委員児童委員連絡協議会  
◆玉名市ボランティア連絡協議会 ◆玉名市身体障害者福祉協議会  
◆玉名市ひとり親家庭寡婦福祉連合会 ◆玉名市精神障害者家族会

### (18) 福祉協力校事業

市内小・中学校・高校の福祉活動を推進し、福祉の心を育成することを目的に学校からの申請に基づき、審査し活動費の一部を助成する。

#### 《計 画》

事業説明会の開催や活動の場に参加し、助成金が有効活用されるよう働きかけを行う。また、活動の様子を広報誌やホームページで紹介し、活動の活性化に繋げていく。

### (19) 特別支援学級への助成

特別支援学級に必要な機材・備品・教材等の購入費を助成することで障がいのある児童や生徒の教育環境の充実を図る。

#### 《計 画》

福祉協力校事業と併せ説明会を開催し、助成金が有効活用されるよう働きかけを行う。

## (20) 小学校の空き教室を活用した地域交流活性化事業

小学校の空き教室を校区住民の交流や世代間交流の場として活用する。

### 《計 画》

地域の担い手の状況や協力団体等の意向を踏まえながら住民主体のサロン活動を推進し、身近な地域で交流等が図れる居場所づくりに取り組んでいく。

▼時期 6月

▼場所 ◆睦合小学校 ◆大野小学校 ◆高道小学校 ◆鍋小学校

## (21) ちびっこ広場遊具の修理

神社の境内や公民館の空き地等に設置されている遊具の修理及び撤去を行う。

### 《計 画》

自治会等の申請に応じて修理・撤去を行う。

▼対象 49箇所／47行政区

## (22) 指定管理施設の管理運営〈市受託事業〉

設置目的に沿った運営をするとともに、地域ニーズに合った事業を実施し、福祉活動の拠点として充実を図る。

### 《計 画》

◆玉名市福祉センター

〈管理期間〉令和2年4月1日～令和7年3月31日

◆岱明ふれあい健康センター

〈管理期間〉令和2年4月1日～令和5年3月31日

◆横島総合保健福祉センターゆとり～む

〈管理期間〉令和2年4月1日～令和7年3月31日

◆天水老人憩の家

〈管理期間〉令和元年4月1日～令和6年3月31日

## □重点目標2 生活を支える体制づくり

### (1) 広報誌発行事業

市民へ様々な福祉情報を提供する手段として広報誌「きずな」を発行する。

#### 《計 画》

活動の場に出向き地域や各種団体の活動の情報を収集し、多くの方に興味を持っていただけるようにわかりやすく見やすい誌面づくりに努める。また、ボランティアに関する情報面も併せ充実させていく。

▼期日 毎月1日（奇数月8ページ、偶数月4ページ）

### (2) ホームページの管理運営

ホームページを開設し、福祉に関する情報や地域活動等を掲載し発信する。

#### 《計 画》

随時更新し最新の情報を掲載する。また、地域や各種団体の活動を掲載できるよう情報収集し活動の充実と活性化に繋げていく。

### (3) メール配信システムの充実

社協で実施する事業や福祉情報など、利用者が希望する情報を、携帯メールを活用し配信する。

#### 《計 画》

包括支援センターで実施する事業で活用を継続していき、運用状況を勘案し、活用継続を検討していく。

### (4) 心配ごと相談所設置事業

市民の日常生活における心配ごとや困りごとの相談を受け付ける。

#### 《計 画》

社協職員が随時相談を受け付け、内容に応じた福祉サービスや関係機関へつなぎ、心配ごとの早期対応に取り組む。

## (5) 無料法律相談事業

市民の日常生活における悩みの中で法律的な知識を必要とする諸問題について、市民の相談に対し参考意見の提供を行う。

### 《計 画》

事業周知に努めるとともに、利用制限を初回のみ利用から年度内1回の利用で実施する。

▼相談員 弁護士

▼時期 毎月第3木曜日 14:00～16:00 1組30分(要予約)

▼場所 玉名市福祉センター

## (6) 地域包括支援センター運営(市受託事業)

高齢者に関する総合相談機関として、地域で暮らす高齢者の在宅生活を支援する。また、地域の特性や実情、福祉課題を把握し、保健、医療、福祉、地域のネットワーク等と連携を図り、福祉行政の一翼を担う公的な機関として事業運営を行う。

### 《計 画》

人材確保に努めるとともに、訪問対応が必要なケースが増加しており個別支援に取り組みやすい体制を検討する。また、支援困難事例へ対応するために今後も各種職能団体が開催する研修会に積極的に参加し職員の資質向上を図る。

#### ①総合相談支援業務

住民からの相談を幅広く受け付け、制度を超えた横断的な支援等を実施

#### ②権利擁護事業

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用促進や高齢者虐待への対応 等

#### ③包括的・継続的ケアマネジメント事業

◆多職種で行う地域ケア会議などを通じて地域課題の把握や自立支援型マネジメントの支援  
◆ケアマネジャーへの日常的な個別指導や相談 ◆支援困難事例などへの支援や助言 等

#### ④介護予防ケアマネジメント事業

◆一般介護予防事業の推進 ◆介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアマネジメント 等

#### ⑤指定介護予防支援業務

◆要支援認定者のマネジメント ◆介護保険申請代行 ◆介護報酬請求業務・給付管理業務 等

## (7) 認知症地域支援施策推進事業(市受託事業)

認知症地域支援推進員を設置し、認知症に対する啓発活動の推進と行政機関や医療機関、地域住民等との連携による支援体制を構築する。

### 《計 画》

#### ①たまなつながるプロジェクト

中学校区ごとのキャラバン・メイトが中心となり、たまな認知症応援団や地域の方々と地域にあった認知症支援の取り組みを考え実施する。

#### ②キャラバン・メイト連絡会

キャラバン・メイトの連携強化と共通理解を図るために連絡会や研修会を開催する。

#### ③認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を広める養成講座を開催する。

#### ④たまな認知症応援団養成講座

認知症についての啓発活動や地域の身近な支援者を養成する講座を開催する。

#### ⑤認知症介護者のつどい

認知症の方を介護する家族や関係者が集まり、悩みの相談や心身のリフレッシュを図る場を開催する。

#### ⑥多職種連携

多職種が参加する事例検討会等を実施し、相互の理解と連携の強化を図る。

#### ⑦RUN伴参加協力

認知症の人や家族、支援者、一般市民が協力しあい、牽をつなぐ日本縦断の認知症啓発イベントに参加協力する。

#### ⑧認知症カフェ(オレンジカフェ)設置推進

地域住民の誰もが気軽に集える場所づくりを推進する。

#### ⑨認知症初期集中支援チームへの参加

チームの一員として参加し、情報共有やアプローチ方法の検討、訪問支援を行う。

## (8) サービス苦情相談窓口及び苦情解決第三者委員会設置運営

利用者からの福祉サービスに対する苦情に適切に対応するための窓口を設置する。

### 《計 画》

苦情申出者に誠意を持って対応し、第三者委員の助言や立会いを提案するなど苦情の適切な解決に努める。

## (9) 夏休み子どもデイサービス事業

小学1年生から3年生の児童を対象に、学習や遊び、異世代間のふれあい活動を通して、児童の健全な育成を図り夏休みの期間に実施する。

### 《計 画》

募集周知とボランティア確保に努めるとともに、開催会場を検討し実施する。

▼時期 7月～8月

## (10) 外出支援サービス事業〈市受託事業〉

身体上又は環境上かつ経済上の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等に対し、病院等医療機関への送迎を実施する。

### 《計 画》

受診のための交通手段を確保し、自立した在宅生活の継続を支援し安全なサービス提供を行っていく。

▼利用者負担 市内1回300円、市外1回600円

▼利用回数 月4回まで(往復2回)

## (11) 高齢者水中ウォーク〈市受託事業〉

横島総合保健福祉センターゆとり～むの温水プールを活用し、元気高齢者や虚弱高齢者の加齢に伴う生活機能低下の予防、特に運動機能低下を予防するために、足腰に負担の少ない水中での歩行や楽しみながらできる運動を実施する。

### 《計 画》

水中ウォーキング教室や水中ウォークサポーター養成講座を実施し、健康教育及び水中運動普及啓発に努める。

## (12) 福祉バス運行事業〈市受託事業〉

路線バスの運行がない地域において、無料で福祉送迎バスを運行し、60歳以上の方の交通手段を確保し、市の温泉施設へ送迎を行うことで社会参加を推進する。

### 《計 画》

利用者の要望に柔軟に対応しながら実施する。

## (13) 福祉機器等貸出事業

病気やケガ等により一時的に車いすや介護用ベッド等の福祉機器を必要とされる方へ貸出しを行う。また、社会福祉協議会所有の物品を貸出すことで市民活動の促進を図る。

### 《計 画》

#### ①福祉機器貸出

介護保険利用者の申請については、担当の介護支援専門員の意見を聞き、その必要性を適正に判断し貸出を行う。

▼貸出機器 ◆介護用ベッド ◆車いす ◆歩行器 ◆緊急ベル

#### ②備品貸出

備品を貸出すことにより、地域福祉活動及び福祉学習の増進を図る。また、貸出し管理を保管支所で適正に行う。

## (14) 居宅介護支援事業(介護保険制度)

ケアプランや介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントを行う。

### 《計 画》

専門職としての資質向上に努め、介護サービスや地域資源の効果的な活用により利用者の生活自立度の向上を図り、利用者と家族の満足度の高いケアプランを作成する。また、事業所としての体制を維持するため、職員の確保に努める。

**(15) 訪問介護事業（介護保険制度）**

訪問介護事業所として、利用者の居宅を訪問し介護サービスを提供する。

《計 画》

利用者の生活自立度の向上やニーズに合ったサービス提供ができるよう職員の資質向上のための研修を充実する。また、事業所として安定したサービスを提供出来るよう人材確保に努める。

**(16) 通所介護事業（介護保険制度）**

地域密着型通所介護事業所として、利用者に入浴や食事・運動等の介護サービスを提供する。

《計 画》

地域密着型、総合事業等、複数の公的サービスを提供するために必要な人員体制等の確保に努め事業実施日等についても検討して行く。また、本事業継続について協議し方針を定める。

**(17) 居宅介護・重度訪問介護事業（障害者総合支援法）**

居宅介護サービスとして、障がい(身体・知的・精神)のある方に介護サービスを提供する。

《計 画》

利用者の生活自立度の向上やニーズに合ったサービス提供ができるよう職員の資質向上と人材確保を図り、事業所として安定したサービス提供ができるよう体制を強化する。

**(18) 障害者移動支援事業（障害者総合支援法）〈市受託事業〉**

重度の視覚障がい者や下肢機能障がい、体幹機能障がいのため歩行困難な身体障がい者等に外出時の支援を行うことで、地域で自立した生活と社会参加を促す。

《計 画》

利用者の生活自立度の向上や利用者の状態に合ったサービス提供ができるよう職員の資質向上と人材確保を図り、安定したサービスが提供できるよう体制を整備する。

**(19) ふれあい援助事業**

公的サービスや制度の対象とならない方で、病気やケガ、施設からの一時帰宅等で介護サービスや日中の見守り支援が必要な方に訪問介護サービスやデイサービスを提供する。

《計 画》

①ふれあいサービス

ヘルパーが訪問し、安心して在宅生活を送れるよう家事や介護の支援をする。

▼利用料 1時間1,500円

②ふれあいデイ

通所介護事業に併せ、本事業継続について協議し方針を定める。

▼利用料 1回2,500円と昼食及び材料代として500円

**(20) 男性シルバー料理教室**

男性高齢者等が地域で自立した社会生活を送ることができるよう栄養知識及び調理技術の習得の機会を提供し、生きがいつくりと仲間づくりの場として実施する。

《計 画》

①シルバー料理教室

栄養知識及び調理技術の習得の機会を提供し、自立した生活を送れるよう支援する。

▼対象者 男性高齢者で料理に興味がある方

▼時期 6月～3月 毎月1回（計10回）

②シルバー料理サロン

開催回数を増やし、調理技術の向上と仲間づくりの機会を提供する。また、調理技術の向上につながる指導内容を検討し、自立した社会生活を送れるよう支援する。

▼対象者 シルバー料理教室修了者

▼時期 5月～3月(8月休み) 毎月1回（計10回）

## (21) ファミリーサポートセンター事業〈市受託事業〉

子育てのお手伝いをして欲しい方(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい方(協力会員)をつなぎ、住民同士の相互援助活動により地域の子育てを支援する。

### 《計 画》

子育てサポーター養成講座を実施し協力会員の増員に努め、事故防止に関する講座等を開催し、活動の安全向上に努める。

## (22) 地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービス利用援助を中心として支援を行う。

### 《計 画》

困難事例に対応するために医療・福祉関係機関はもとより法務関係機関との更なる連携と関係づくりを行い、より安定性のある事業を展開していく。

## (23) 安心生活支援事業

成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の補完的な事業として、玉名市社協独自に利用者と契約し福祉サービス利用援助を中心として支援を行う。

### 《計 画》

緊急性のある事案に対し金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行うとともに、本来利用すべき地域福祉権利擁護事業や成年後見制度への移行を支援していく。

## (24) 法人後見事業

法人として成年後見人等を受任し、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守り、地域で安心して日常生活を送れるよう支援する。

### 《計 画》

専門的な知識が必要とされるため、自己研鑽を積み業務を行う。また、中核機関の設置については、その実態と動向を踏まえ市と協議していく。

## (25) 緊急援護資金貸付事業

旅行困窮者(行旅人)に対し玉名駅から近隣の福祉事務所所在地のJR駅までの切符を貸し出す。

### 《計 画》

本事業のあり方に向けて市と協議を進める。

## (26) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障害者又は高齢者の世帯を対象に、資金の貸付けと必要な援助指導を行い経済的自立や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援する。

### 《計 画》

活用できる制度やサービス等の情報提供、返済計画も含め事前に十分な相談を行い支援する。また、本所・支所で相談対応ができるよう職員間で学習会を行い対応の充実を図る。

▼資金種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

## (27) 福祉金庫貸付事業

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に必要な資金を貸付け支援する。

### 《計 画》

生活福祉資金や活用できる制度、サービス等の情報提供を行い、安定した生活を送れるよう十分な相談対応を行うとともに、本所・支所で相談対応ができるよう職員間で学習会を行い対応の充実を図る。

▼貸付金額 40,000円以内

## (28) 高額療養費等貸付事業

高額な医療費の支払いが困難な世帯に対して、自己負担額を除いた額の貸付けを行うことで、安心して治療を受けることができるよう支援する。

### 《計 画》

本所・支所で相談対応ができるよう職員間で学習会を行い対応の充実を図る。

## □重点目標3 支え合いと助け合いの地域体制づくり

### (1) ふれあいネットワーク事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのために、住民相互による支えあい活動と体制づくりを推進する。

#### 《計 画》

代表者会議の開催や各地域会議の場を通して、福祉課題への取り組みや社協事業の参加と協力を促し地域活動の活性化に繋げていく。

### (2) 福祉協力員設置事業

ふれあいネットワーク事業を推進する中で、地域で困りごとを抱えた方々の見守り活動を中心に地域福祉活動を支える地域ボランティアとして行政区ごとに50世帯あたりに1人を基本に設置に取り組む。

#### 《計 画》

民生委員・児童委員との連携を築き、地域の見守りや声かけ活動の充実を支援する。

▼設置基準 50世帯あたり1名を基本に各行政区1名以上の設置

### (3) 生活支援体制整備事業（介護保険制度）〈市受託事業〉

生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズの調査や生活支援の担い手の養成、サービスの開発等に取り組み、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を推進する。

#### 《計 画》

地域活動の担い手を育成する養成講座を実施するとともに、地域の公民館等で取り組む通いの場を重点的に推進していく。

### (4) 地域生活支援活動推進事業（たまな生活サポートセンター）

地域住民による支え合いの体制づくりを推進し、高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう日常生活等の支援活動を実施する。

#### 《計 画》

生活課題を支援する人材の発掘や育成に努め、支援が必要な方への有効な社会資源となるようへ周知を図り、センターの有効活用に繋げていく。

### (5) 災害ボランティアセンター機能強化事業

災害時に開設するボランティアセンターとして、立ち上げ模擬訓練や講習会等を実施し、災害時に機能できるボランティアセンターの体制づくりを行う。

#### 《計 画》

災害ボランティアによる救援活動が円滑かつ効率的に展開されるよう災害ボランティアセンター設置訓練やサポーター養成講座等を実施する。

## □その他の事業

### (1) 理事会・評議員会運営

社会福祉法人として、各種法令や諸規程を遵守し、地域福祉を目的とした諸事業を効果的で効率的に実施し、健全な経営と組織の基盤強化に取り組む。

#### 《計 画》

本会の業務執行の決定を行う理事会と議決機関である評議員会を開催し、法人としての適切な運営と社協活動の活性化を図る。

### (2) 福祉審議会運営

地域住民の声を社協事業に反映させ、きめ細かな福祉サービスを実施するために各支所に地域の代表者を選任し設置する。

#### 《計 画》

支所ごとに開催し、住民の声を反映し地域福祉の充実に努める。

### (3) 地域福祉活動計画の評価と改善

地域で暮らす住民をはじめ福祉関係者や各種団体、ボランティア等地域に関係する全ての方々が、地域の福祉活動を担う一員として、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に取り組むための行動指針となる計画を策定する。

#### 《計 画》

第3期計画の推進に努め、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行っていく。

▼計画期間 令和元年度から令和4年度までの4ヵ年計画

### (4) 社協発展・強化計画の評価と改善

法人としての使命や理念、目標を明確にし、その実現に向けた事業、組織、財政等に関する具体的な計画を策定する。

#### 《計 画》

第2期計画の推進に努め、その評価と改善に取り組む。

▼計画期間 令和元年度から令和4年度までの4ヵ年計画

### (5) 社協会員募集事業

住民参加による地域福祉活動の推進を基本とし、「誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」の実現を目指し、会員募集を実施する。

#### 《計 画》

地域課題を理解し必要な支援と活動を展開し、地域住民に信頼され必要とされる社協を目指し、会員加入の増加に努める。

### (6) 共同募金運動への協力

地域福祉の推進を目的に、様々な地域の課題解決に取り組む民間団体を支援する募金運動を市全域で実施する。

#### 《計 画》

募金を財源とした事業（配分金事業）を広報誌やホームページ、事業実施時に分かりやすく伝え、募金額の維持に努める。

### (7) 日赤会員募集への協力

日本赤十字社の人道的な活動に賛同し活動を支える会員と活動資金を募集する。

#### 《計 画》

会費の使途や必要性について十分な説明や周知に努め、災害救護活動や救急法などの講習、国際活動等の幅広い赤十字活動を支える会員と活動資金を募集する。